

平成25年10月16日（水） 1：45

記 者 発 表 資 料

国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

**台風26号に伴う降雨により
国道127号の通行止めを実施します。**

【第1報】

台風26号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値※）に達したため、以下の区間において、通行止め（雨量による通行規制※）を実施します。

なお、通行止め区間に関する情報（通行止め状況・雨量）は、千葉国道事務所ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/>)でもご覧いただけます。

《通行規制区間》 国道127号

千葉県安房郡鋸南町元名地先

～千葉県富津市金谷地先

約1.5km

《規制開始》

平成25年10月16日（水） 1時45分～

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量200mmと定めています。

なお、1時間当たり2mm以下の降雨量で3時間経過し、道路通行の安全が確認された後、通行止めを解除します。

※雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、千葉市政記者会

問い合わせ先

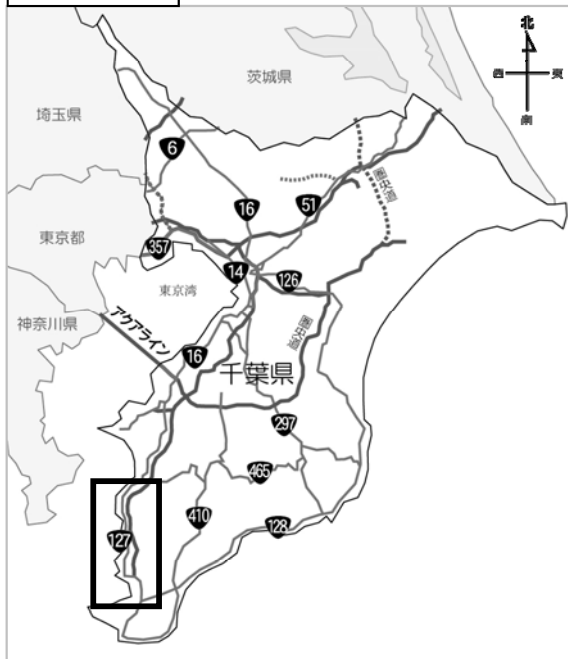
国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311（代表）

副所長 ほしの 星野 たつお 辰雄 管理第二課長 みやがわ 英明 ひであき

国道127号の通行規制区間

広域図



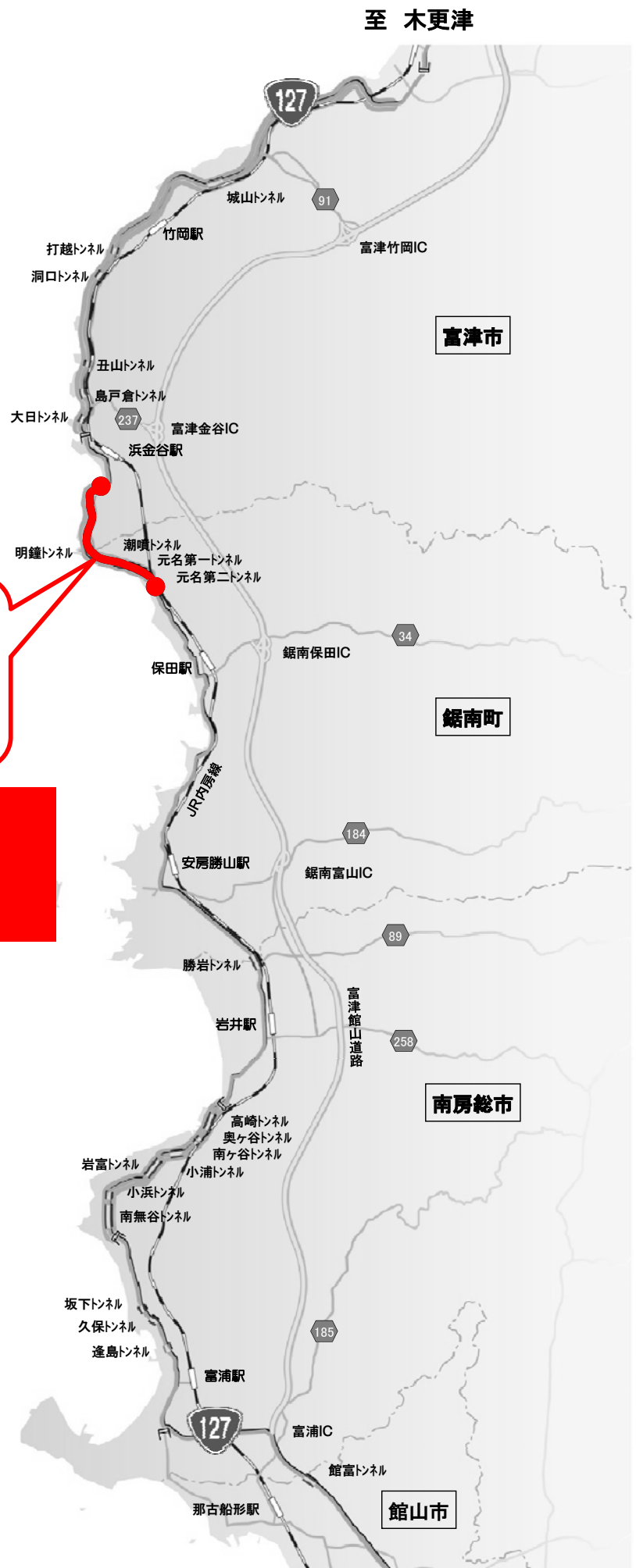
《通行規制区間》

千葉県安房郡鋸南町元名地先から
千葉県富津市金谷地先（延長1.5km）

《基準値》連続雨量 200mm

通行止め

平成25年10月16日
1時45分～



至 館山